

日本原生生物学会ロゴマーク募集要項

1. 趣旨

日本原生生物学会は、原生生物に関する研究をすすめ、その知識の普及と向上を図ることを目的としています。そこで、「日本原生生物学会」および「日本原生生物学会若手の会」を表現する新たなロゴマークをセットで制作し、原生生物の魅力を国内外に向けて発信していきたいと考えています。

2. 募集内容

(1) ロゴマークの内容について

学会と若手の会のロゴマークは、統一感のあるデザインとしてセットで考案してください。ただし、ロゴマークは、“Japan Society of Protistology”、“日本原生生物学会”、“日本原生生物学会若手の会”などのロゴタイプと組み合わせて使用しますので、応募作品にはロゴタイプを含まないデザインのものを作成してください。色数は自由としますが、拡大・縮小、白黒・単色で使用される場合も考慮してください。

(2) ロゴマークの使用について

決定したロゴマークは、日本原生生物学会および日本原生生物学会若手の会の活動に関する様々な場面で活用する予定です。

3. 応募方法

「応募用紙」に、ロゴマークの作品とそのコンセプト、並びに応募者の氏名、所属、及び e-mail アドレスを御記入いただき、下記の送付先にメール添付で送付してください（応募用紙は学会のホームページよりダウンロードできます）。一人につき何点でも応募することができますが、1作品ごとに応募用紙の必要事項をすべて記載してください。必要事項が記載されていないものは無効となります。

【送付先】日本原生生物学会事務局 gajsp@protistology.jp

4. 応募資格

日本原生生物学会の会員（準会員および休会中の会員を含む）であれば、どなたでも応募できます。

5. 応募締め切り

令和3年6月30日（水）

6. 選考方法

日本原生生物学会活性化委員会と若手の会による一次選考で候補作品を2~3点に絞った後に、令和3年8月に実施予定の学会の会長・評議員選挙にあわせて、選挙権者（学会の正会員・名誉会員）の投票により最優秀賞および優秀賞を決定します。

7. 賞品

最優秀賞 1点 1万円+原生生物グッズ、優秀賞1~2点 原生生物グッズ

8. 著作権等について

採用作品の商標登録をする権利及び採用作品の知的財産権に係る一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、全て日本原生生物学会に帰属することとします。また、受賞者は著作者人格権を行使しないものとします。

9. 結果の公表について

受賞作品の発表は、審査結果が決まり次第受賞者に直接連絡をするともに、学会ホームページ内に掲載します。その際には、作品及び受賞者の氏名、所属を公表します。

10. その他

(1) 応募作品は、自作・未発表で、第三者が有する知的財産権の権利を侵害しないものに限り、

(2) 採用作品の使用に当たっては、原案を尊重しながら補正・修正および文字を付加して使用させていただく場合があります。

(3) 選考の結果、受賞にふさわしい作品がないと判断された場合は、未決定とすることもあります。

(4) 送付中やメール送信中の事故により作品が届かなかった場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、日本原生生物学会は一切責任を負いません。

(5) 応募作品のうちデジタル化できないものは、評価の高低に関わらず採用できません。

(6) 応募作品は返却しません。

(7) 応募者の個人情報の取り扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、ご本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません（法令等により開示を求められた場合を除く）。

(8) 受賞の権利を、個人に譲渡又は換金することはできません。

(9) 受賞者の連絡先等が不明で連絡が取れない場合は、受賞が無効になる場合があります。

(10) 未成年の方が受賞した場合は、親権者の同意書が必要となります。

(11) 審査結果公表前の作品の審査状況へのお問い合わせには、一切お答えできません。

(12) 応募の時点で、この募集要項の記載事項に同意したものとします。

(13) 本規定に取り決めのない事項については、日本原生生物学会の判断により決定します。